

法令・規格・基準等、事故防止の取組等

目次

第1	法令	2
1	建築基準法施行令	2
2	住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）	3
第2	規格・基準	4
1	日本工業規格（JIS A6601：2013）	4
2	優良住宅部品評価基準	4
第3	ガイドライン	5
1	子育てに配慮した住宅のガイドライン（東京都都市整備局、平成22年6月）	5
第4	法令・規格・基準等の比較	7
1	手すりの高さの条件	7
2	手すりの隙間の条件	8
第5	事故防止の取組等	8
1	東京都	8
2	東京消防庁	10
3	消費者庁	11
4	経済産業省	12
5	国土交通省	12
6	独立行政法人国民生活センター	15

第1 法令

1 建築基準法施行令

建築基準法施行令、第5章 避難施設等 第2節「廊下、避難階段及び出入口」第126条（屋上広場等）に、手すり規定がある。

第2節117条（適用の範囲）には、第2節（第126条を含む）の適用範囲が定められており、法別表第1（い）欄（1）項から（4）項までの用途とされ、「下宿、共同住宅、寄宿舎」が挙げられている。

- 共同住宅のバルコニー（ベランダ）が対象。長屋住宅、戸建住宅のベランダは適用外となる。

117条（適用の範囲）

この節の規定は、法別表第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物、階数が三以上である建築物、前条第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室を有する階又は延べ面積が千平方メートルをこえる建築物に限り適用する。

- 手すりの高さ、1.1m以上。

126条（屋上広場等）

屋上広場又は二階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。

2 住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）

品確法に基づく住宅性能表示制度¹によるバルコニーの手すりの基準が定められている。

評価方法基準の「9 高齢者等への配慮に関すること」で、等級1から等級5の各等級別に、転落防止手すりの高さ及び手すり子の間隔の寸法について基準が定められている。

【等級5の基準】

○ 手すりの高さ

(i) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。

(ii) 腰壁等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあつては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。

(iii) 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。

○ 転落防止のための手すりの手すり子で床面（階段にあつては踏面の先端）及び腰壁等又は窓台等（腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。

○ 令第126条第1項に定める基準に適合していること。（手すりの高さ1.1m以上）

¹「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するためにつくられた制度。住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、表示の方法、評価の方法の基準を設けている。

第2 規格・基準

1 日本工業規格 (JIS A6601 : 2013)

ベランダの手すりに関するものとして JIS A6601 : 2013 「低層住宅用バルコニー構成材及び手すり構成材」がある。この規格は低層住宅の屋外に使用するバルコニー構成材、及び手すり構成材について規定されている。

この規格では、材料、設置方法、高さによる手すりの種類、バルコニー及び手すりの性能、構造、材料、試験方法、表示、取扱上の注意事項等が定められている。

また、手すりの高さによる区分について、手すりの高さが 300mm以下のものをトップレール式、高さが 300mmを超えるものを床支持式とすることが定められている。

転落防止の安全対策に関する事項としては、手すり子の幅に関して「床調整面から高さが 800mm以内の部分にあるものの相互の間隔にあつては 110mm以下の構造とする。」と規定されている。

- 相互間隔 110mm以下。

2 優良住宅部品評価基準

一般財団法人ベターリビングは、人々の住生活水準の向上と消費者の保護を推進することを目的として、優良住宅部品（BL部品）を認定し、その普及を図っている。

優良住宅部品評価基準「墜落防止手すり」には「使用時の安全性及び保安性の確保」として、手すりの高さ、部材間及び手すりと躯体との隙間の寸法について規定されている。

- バルコニー手すりユニット天端までの基準寸法

- ・腰壁等の高さ 650mm以上 1,100mm未満 ⇒床から 1,100mm以上
- ・腰壁等の高さ 300mm以上 650mm未満 ⇒腰壁等の上端から 800mm以上
- ・腰壁等の高さ 300mm未満 ⇒床から 1,100mm以上

- 部材間及び手すりと躯体との隙間

- ・手すりの笠木と笠木の隙間、手すり子と手すり子の隙間、及びこれに相当する部分の隙間は、110 mm以下
- ・廊下・バルコニー用の下弦材と躯体（足ががり等）との隙間は、90 mm以下
- ・トップレールの隙間（躯体の隙間を含む）はすべて 110 mm以下

- 手すりユニットに使用するパネル（アルミパンチングメタル又はアルミ複合板等）

- ・孔を開ける場合、8φ以下

(手すりの高さに関する基準抜粋)

- a) 人体の触れやすい箇所に、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと。
- b) 笠木天端は物が置けない形状であること。
- c) ユニット天端までの高さ
 - 腰壁等の高さ 650 mm以上 1,100 mm未満の場合 床仕上げ面から 1,100 mm以上
 - 腰壁等の高さ 300 mm以上 650 mm未満の場合 腰壁等の上端から 800 mm以上
 - 腰壁の高さ 300 mm未満 床仕上げ面から 1,100 mm以上

※腰壁等とは「腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分」でありユニットの下弦材等足がかかる部分も含まれる。 ※足がかかる部分から次の高さ 650 mm以下に再び足のかかる部分がある場合はその部分から 800 mmとする。
- d) 部材間及び手すりと躯体との隙間
 - 1) 手すりの笠木と笠木の隙間、手すり子と手すり子の隙間、及びこれに相当する部分の隙間は、110 mm以下であること。
 - 2) 廊下・バルコニー用の下弦材と躯体（足がかり等）との隙間、窓用の下弦材と窓台との隙間、及びそれに類すると判断される箇所の隙間は、90 mm以下であること。
 - 3) トップレールの隙間（躯体の隙間を含む）はすべて 110 mm以下であること。
- e) 墜落防止手すりに歩行補助手すりを取り付ける場合は、手すり子の下弦材等の足のかかる部分から、650 mmを超える高さに設置すること。

第3 ガイドライン

1 子育てに配慮した住宅のガイドライン（東京都都市整備局、平成 22 年 6 月）

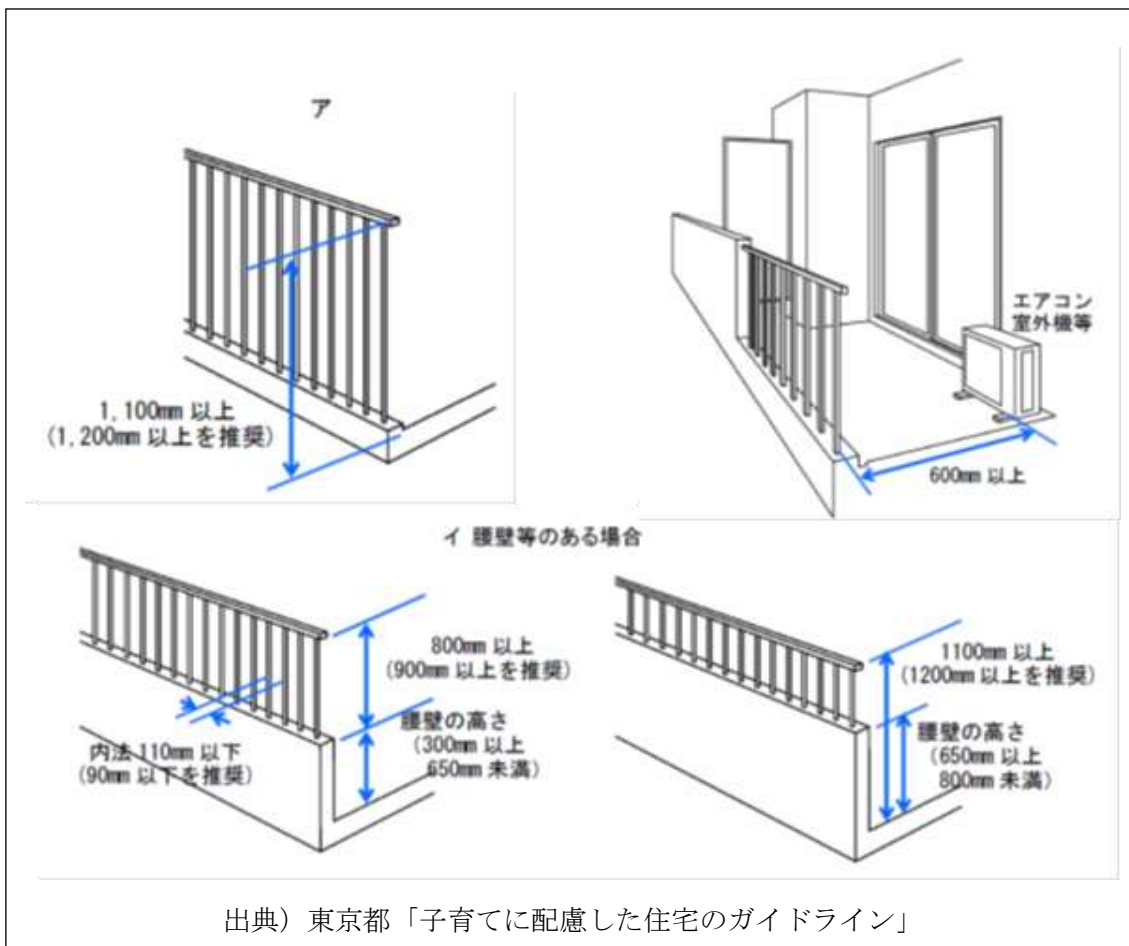
子育て世帯に適した住まいの広さや安全性等を備え、子育て支援サービスとの連携にも配慮した優良な住宅を整備する際に考慮すべき事項を示したガイドライン。本ガイドラインの掲載事項に沿って定めた認定基準により、居住者の安全性や家事のしやすさなどに配慮された住宅で、かつ、子育てを支援する施設やサービスの提供など、子育てしやすい環境づくりのための取組を行っている優良な住宅を東京都が認定する制度を実施している。

「第2編 II 建物を整備する際の配慮事項 1 住戸内 (1) 基本性能等に関する配慮事項②転落防止・落下物による危険防止」として、ベランダの手すりの高さ、手すり子の間隔、足がかりになるものとして室外機等の設置位置の基準が示されている。また、横桟等足がかりになるものを設置しないとしている。

- 手すりの設置高さ
 - ・床面から、1,100mm（1,200mm推奨）以上
 - ・腰壁等が 300 以上 650mm未満 ⇒腰壁等から 800mm（900mm推奨）

- 手すり子の間隔
 - ・床面及び腰壁等からの高さが 800mm以内の部分では内法寸法で 110mm（90mm 推奨）

- 足がかりになる可能性のある物の設置
 - ・高さ 900mm以上の柵で覆うか、手すりから 600mm以上の距離を確保する。



第4 法令・規格・基準等の比較

1 手すりの高さの条件

	設置条件		手すりの高さ
建築基準法施行令	—		1,100mm
品確法	腰壁等の高さ	650mm 以上 1,100mm 未満の場合	床面から 1,100mm 以上
		300mm 以上 650mm 未満の場合	腰壁等から 800mm 以上
		300mm 未満	床面から 1,100mm 以上
J I S	—		—
優良住宅部品認定基準	腰壁等の高さ	650mm 以上 1,100mm 未満の場合	床仕上げ面から 1,100mm 以上
		300mm 以上 650mm 未満の場合	腰壁等の上端から 800mm 以上
		300mm 未満	床仕上げ面から 1,100mm 以上
子育てに配慮した住宅のガイドライン	腰壁等の高さ	650mm 以上 1,100mm 未満の場合	床面から 1,100mm (1,200mm 推奨) 以上
		300mm 以上 650mm 未満の場合	腰壁等から 800mm (900mm 推奨) 以上
		300mm 未満	床面から 1,100mm (1,200mm 推奨) 以上

2 手すりの隙間の条件

	手すりの隙間
建築基準法施行令	—
品確法	・床面及び腰壁等から高さ 800mm 以内の部分に属する者の相互の間隔が、内法寸法で 110mm 以下
J I S	・床調整面からの高さが 800mm 以内の部分にあるものの相互の間隔にあつては 110mm 以下
優良住宅部品認定基準	・手すりの笠木と笠木の隙間、手すり子と手すり子の隙間、及びこれに相当する部分の隙間は、110 mm以下 ・廊下・バルコニー用の下弦材と躯体（足ががり等）との隙間は、90 mm以下 ・トップレールの隙間（躯体の隙間を含む）はすべて 110 mm以下
子育てに配慮した住宅のガイドライン	・床面及び腰壁等から高さ 800mm 以内の部分に属する者の相互の間隔は、内法寸法で 110mm（90mm 推奨）以下

第5 事故防止の取組等

1 東京都

(1) 乳幼児の転落・転倒事故防止ガイド（ヒヤリ・ハットレポート No.11）

日常生活で経験した「ヒヤリ・ハット」経験はどこにも情報提供されることなく多数埋もれていることから、危害危険情報を積極的に掘り起こすため、ヒヤリ・ハット調査を実施している。平成 26 年に乳幼児の転落・転倒をテーマに調査した。この結果から転落・転倒防止のポイントをまとめた事故防止ガイドを作成し、普及啓発を行っている。

ア 事例

- ・登ることが好きで、ベランダの室外機の上に登ってベランダの柵につかまり、ぴょんぴょん飛び跳ねていた。

イ 事故防止のポイント

- ・ベランダに一人で出られないよう、子供の手の届かない位置に補助錠をつけましょう。
- ・ベランダに踏み台になるものを置かないようにしましょう。

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/hiyarihat/infant_fall-141020.html

(2) 危害危険情報発信「ベランダや窓からの子供の転落に注意！」

暮らしに関わる東京都の情報サイト「東京暮らしWEB」で、危害危険情報として「ベランダや窓からの子供の転落に注意！」を発信している。

ア 事例

- ・消防車が通ったときに、踏み台をベランダに運び出して上がって見ていた。
- ・普段から高いところに登るのが好きで、ベランダの室外機に登って、柵につかまりピョンピョン飛び跳ねていた。
- ・ハイハイの息子が網戸の下部を押し破りベランダに出たことがあった。ベランダの手すりの下部には子供の頭くらいの隙間があり、いつか転落しないかとヒヤヒヤした。

イ 事故防止のポイント

- ・乳幼児の成長は目覚ましく、「まだできない」と思っていたことが突然出来るようになったりします。「次は何ができるようになるか？」を常に予測して、安全対策を施しましょう。
- ・子供が小さいうちは、ベランダに物を置かない！→空調の室外機をベランダに床置きするとよじ登りの足がかりになるので大変危険です。吊り下げて設置するのが子供の安全のためには有効です。
- ・子供だけを残して外出しない！部屋で子供が一人にならないようにする！普段からベランダや高い所は危険だということを子供によく話す！

平成 28 年 5 月 12 日

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/attention/tenraku-enfant-20160512.html>

平成 29 年 7 月 27 日

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/attention/kigai_berannda_20170727.html

(3) 子育てに配慮した住宅のガイドブック、東京都子育て世帯向け優良賃貸住宅供給助成事業（モデル事業）

少子化への強い危機感から、都では平成 20 年度に「社会全体で子育てを応援する」東京緊急 3 か年プロジェクト」を開始し、「少子化打破」緊急対策を進めてきた。その一つとして、平成 22 年に子育てに適した住宅を検討する際に役に立つ技術的な情報について取りまとめた「子育てに配慮した住宅のガイドブック」を発行するとともに、平成 22 年度から平成 26 年度まで「東京都子育て世帯向け優良賃貸住宅供給助成事業（モデル事業）」を実施した。

(4) 子育てに配慮した住宅のガイドライン

モデル事業の検証結果を踏まえ、

- ・子供の遊び場や子育てのための施設など「良好な周辺環境の確保」
 - ・子育てに配慮した設備や間取りなど「安全性や家事の効率性の確保」
 - ・子育て世帯が集まって住むことによる「安心感や活発な交流の展開」
 - ・集会所や自転車置場などを円滑に利用するための「管理・運営のルールづくり」
- といった観点から、住宅の供給や建設・改修に携わる方々や管理に携わる方々が子育てに適した住宅を検討する際に役立つ情報を取りまとめたもの。

基本性能等に関する配慮事項に「転落防止」のための考え方や手すりの高さなどが示されており、また単位空間別の配慮事項にバルコニーの項目が設けられ手すり周辺の設備の構造や配置への配慮についても示されている。

(5) 東京都子育て支援住宅認定制度

居住者の安全性や家事の暮らしやすさなどに配慮された住宅で、かつ、子育てを支援する施設やサービスの提供など、子育てしやすい環境づくりのための取組を行っている優良な住宅を東京都が認定する制度。

認定基準に住宅内の基本性能等に関する基準で「転落防止」や、単位空間別の基準に「バルコニー」の基準が盛り込まれている。

2 東京消防庁

(1) 住宅・マンションからの墜落事故について（報道発表資料、平成 22 年 4 月）

平成 22 年 4 月 6 日に、東京都内で発生した子供のマンションからの墜落事故があり、平成 17 年 4 月からの救急搬送件数、事例、事故防止のポイントに等ついで情報発信している。

ア 事故防止のポイント（一部抜粋）

- ・窓際やベランダには、子供の足場になるようなものは置かないようにするか、又は足場にならないような措置を講ずることが必要です。
- ・0 歳児での発生も見られます。ハイハイや伝い歩きが始まった場合は、目を離さないよう注意が必要です。
- ・時間帯では日中に多く発生しています。保護者は、小さな子供だけを残して外出しないことや、家事などの際にも目を離さないようにすることが大事です。

http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kouhouka/pdf/220406_1.pdf

(2) 住宅等の窓・ベランダから子供が墜落する救急事故（平成 22 年 7 月）

平成 22 年 7 月 5 日及び 11 日住宅からの墜落事故があり、東京都内で発生した子供のマンションからの墜落事故があり、平成 17 年 4 月からの救急搬送件数、事例、

事故防止のポイントに等つて情報発信している。

ア 事故防止のポイント（一部抜粋）

- ・窓際ではソファやテーブル、子供用の椅子など、ベランダでは室外機や自転車などを足場にしたと推定される墜落事故が発生していることから、窓際やベランダには、子供の足場になるようなものは置かない。また、ベランダへの出入り口の窓などには、鍵を二重に設けるなどの措置を講ずる。
- ・0歳児でも墜落する事故が発生していることから、ハイハイや伝い歩きが始まった場合は、目を離さないよう注意する。
- ・時間帯では日中に多く発生していることから、保護者は、小さな子供だけを残して外出しないことや、家事などの際にも目を離さないようにする。

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/topics/201007/tsuiraku.html>

(3) 住宅等の窓・ベランダから子供が墜落する事故に注意！（平成28年3月）

日常生活における事故情報として、5年間の救急搬送件数、事例、事故防止のポイントなどについて情報発信している。

ア 事故防止のポイント（一部抜粋）

- ・窓際やベランダには、子供が上れるようなものを置かないようにしましょう。
- ・エアコンの室外機、植木鉢などを置く場所にも注意しましょう。
- ・ベランダへの出入口の窓などには、鍵を二重に設ける等の措置を講じましょう。
- ・子供は日々成長し、行動範囲が広がっていきます。昨日上れなかった場所に、今日は上っているかもしれません。

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/topics/201603/veranda.html>

3 消費者庁

(1) 事故情報分析タスクフォース報告書（平成25年12月）

本報告書では、平成22年1月事故情報分析タスクフォース設立後、平成24年8月に開催された事故情報分析タスクフォースの最終全体会合までの議論を中心に、集約された事故情報について、要件事案の抽出方法や、抽出事案※に関する分析・原因究明、事故防止対策等の検討結果をとりまとめたものである（データは基本的に平成24年6月時点）。この中で、「子どもの転落事故」として、ベランダについても、シミュレーション解析等により、転落の危険性や効果的な事故防止対策等について検討された。

http://www.caa.go.jp/safety/taskforce_report.html

(2) 子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議

子供の事故防止に向けて、関係府省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「子

供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置した。

- ・ 第一回：平成 28 年 6 月 7 日開催
- ・ 第二回：平成 28 年 11 月 2 日開催
- ・ 第三回：平成 29 年 3 月 28 日開催

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/children_accident_prevention.html

(3) 子ども安全メール from 消費者庁

主に 0 歳～小学校入学前の子供の思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を発信している。ベランダや窓からの転落事故についても注意喚起している。

ア 事故防止のポイント（一部抜粋）

- ・ ベランダの室外機の位置や手すりの形状などによっては、子供が手すりを乗り越える足がかりとなってしまうことがあります。ベランダや窓際をよく確認し、子供の踏み台になるものは置かないようにしましょう。
- ・ 窓には子供の手の届かない位置に補助錠を付けるなどして施錠は徹底しましょう。
- ・ ベランダで子供が一人で遊ばないように目を離さないようにするとともに、ベランダに子供の踏み台になるものは置かないように注意しましょう。

平成 28 年 4 月 28 日 Vol.287

<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/past/vol/20160428.php>

平成 27 年 8 月 6 日 Vol.250

<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/past/vol/20150806.php>

4 経済産業省

(1) 製品安全対策優良企業表彰（PS アワード）

平成 19 年度に開始され、平成 28 年度で 10 回目となる本表彰では、製品安全に積極的に取り組んでいる製造事業者、輸入事業者、小売販売事業者を企業単位で広く公募し、経済産業大臣賞、商務流通保安審議官賞等の形で、「製品安全対策優良企業（PS アワード）」として、14 社を表彰している。

http://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/

5 国土交通省

(1) 建物事故予防ナレッジベース

日常生活における建物内やその周辺での、人々の日常生活でおきる事故を予防するため、事故事例や安全対策に関連した情報を提供するほか、主な事故パターンなどを紹介しているサイト。事故事例のデータソースは、インターネット調査、裁判判例、学校関係団体による収集事例、報道事例、国土交通省社会資本整備審議会資

料となっている。また、本サイトは建物の利用者の皆様からの事故情報や、設計者、管理者の皆様への失敗例や、工夫の例などを情報提供いただく窓口機能も兼ねている。

(住宅における事故については、マンション等の共有部分の事故は対象としているが、戸建て住宅やマンション等の専有部分における事故は、原則としては対象としていない。)

国土技術政策総合研究所が平成 18 年から 20 年にかけて実施した研究プロジェクトにおいて、「建築空間におけるユーザーの行動安全確保に関する検討委員会」の委員及び委託事業者の協力を得て開発し、運営を行っている。

ア 事故事例

本データベースは、戸建て住宅やマンション等の専有部分における事故は、原則として対象としていないが、今回データベースで検索し、ベランダからの転落に関すると思われるものがあつたため、検索した事例を以下に示す。

No.	事故につながる動作 /事故のきっかけ	年齢 性別	傷害の 程度	No.事故概要 (年月日)
1	手すり等の上を越える/足がかりとなる物を置く	2 男	軽度の ケガ	マンション7階から男児が約 20m下の地面に転落したものの、軽傷だった。男児はベランダにあつた高さ約 40 cmのプラスチックケースに上り、高さ約 1 m30 cmの柵を越えて落下したが、立ち木の枝がクッションとなり、さらに周囲の植え込みも衝撃を和らげたとみている。(2015.11.1)
2	手すり等の上を越える/低い手すり・柵・腰壁等	4 男	重度の ケガ	マンション3階の自宅ベランダから男児が、転落。頭を強く打っており、意識不明の重体。帰宅した母親が長男の不在に気づき、約m下の草地の上に倒れているのを見つけた。転落前、長男は父親と昼寝をしていたという。ベランダには高さ約 70 cmの柵があつた。(2016.9.22)
3	手すり等の上を越える/足がかりとなる物を置く	4 女	重度の ケガ	マンションで、女児が9階の自宅ベランダから転落し、左足を骨折。女児は1階の木の柵にあつたあとに植え込みの上に落ちており、これがクッションになって重大なけがを免れたとみられている。女児はベランダでイスとおもちゃ箱を積み重ねてよじ登り、高さ 1.2m の柵を越えて転落したとみられるという。(2014.11.16)

No.	事故につながる動作 /事故のきっかけ	年齢 性別	傷害の 程度	No.事故概要 (年月日)
4	手すり等の上を越える/足がかりとなる物を置く	6 女	死亡	43 階建てのマンションで、最上階に住む女兒がベランダから転落したとみられ、死亡。女兒は居間でアニメの DVD を見えていたが、両親が家事や弟と妹の面倒を見ている間になくなったという。ベランダは地上約 140m にあり、手すりは高さ約 1 m。床から約 1 m にある窓は開いており、室内側に厚さ約 20 cm のマットが置かれていた。 (2016.4.10)
5	手すり等の上を越える/足がかりとなる物を置く	3 男	死亡	マンション9階の自室のベランダから男児が転落、全身を強く打ち、死亡した。ベランダにある高さ約 130 cm の柵を乗り越えて転落したとみられる。母親は兄弟の送迎のため外出中で、家では男児が1人で留守番していた。母親が帰宅すると窓が開いていたという。転落する直前に男児がベランダの柵から身を乗り出している姿が目撃されている。 (2016.9.5)
6	手すりなどの隙間をすり抜ける/手すりに隙間がある	1 —	死亡	公営住宅に居住していた者が、居室内のベッドから窓の外に出て、自宅6階バルコニー（避難路としての使用を想定）の柵のすき間から落下して死亡した。バルコニーに出る窓には、窓の腰壁が床面から約 73.5 cm あり、その上に約 16.6 cm の間隔で、約 3.4cm のパイプが二本渡してあって、上端の高さで床面より 114cm の横さん型式の手すりが設置されている。(記載無し)
7	手すり等の上を越える/足がかりとなる物を置く	3 女	死亡	マンション前の駐車場に 12 階に住む女兒が倒れており、市内の病院に運ばれたが、まもなく死亡が確認された。ベランダから過って転落した可能性があるとみている。ベランダの柵は高さ約 1・2m。リビングにあった高さ約 60 cm のキャスター付きの台が柵の近くに移動していたといい、関連を調べている。 (2015.5.27)

<http://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/>

6 独立行政法人国民生活センター

(1) 子どもサポート情報

子供を対象とした見守り情報として、「子どもサポート情報」を発信している。窓やベランダからの子供の転落に関する注意喚起も発信している。

ア 事故防止のポイント（一部抜粋）

- ・子供（12歳以下）が、住宅やマンションの2階以上にある窓やベランダ等から墜落し救急搬送された事故は、0歳から4歳までの乳幼児に多く起きています。
- ・発生場所は「窓」からの墜落が最も多く、「ベランダ」がこれに続きます。暖かくなり窓を開ける機会も増えるこれからの時期、特に注意が必要です。
- ・窓際ではソファやテーブル、ベランダでは室外機や自転車等を足場にしたと推測される事故が起きています。窓際やベランダには、子供の足場になるようなものは置かないようにしましょう。
- ・保護者は、普段の生活の中でもなるべく子供から目を離さないように注意し、特に小さな子供だけを残して外出しないようにしましょう。

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/support49.pdf>

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/support112.pdf>